

随意契約理由書兼比較見積省略理由書

本件は、「大阪府議会本会議場映像・音響システムの賃貸借契約」及び「大阪府議会委員会室等映像設備及び庁内放送等配信設備の賃貸借契約」に係るリース機器を追加するにあたって、配線及び設定変更を行う工事である。原契約書第11条において、当該機器に他の附属物を追加する必要があるときは、あらかじめ当該リース契約の相手方である、「三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社」の承認を得ることが定められており、確認したところ、当該リース契約に係る機器の設置及び設定並びに配線等の工事については、「パナソニックコネクト株式会社」と契約するよう回答があった。

以上の理由により、本工事は「パナソニックコネクト株式会社」でなければ履行できないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）により、比較見積書を省略する。

また、見積書を徴取したところ、当該価格は予定価格に対して適正であり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本契約は随意契約によることとする。